

自殺総合対策大綱に基づく諸施策の進捗状況について

自殺総合対策 大綱の項目	担当府省	取組	関連データ
1 自殺の実態を明らかにする取組			
(1) 実態解明の ための調査の 実施	内閣府	○こころの健康（自殺対策）に関する国民の意識を把握し、今後の施策の参考とするため、こころの健康（自殺対策）に関する世論調査を実施（平成19年5月）。 ○自殺に関する国民の意識や自殺サイトへの接触などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため、自殺対策に関する意識調査を実施（平成20年2月）。 ○硫化水素ガスを発生させて自殺を図る事案が相次いだため、「平成20年度硫化水素自殺事案とマスメディア報道に関する調査研究」を実施（平成20年度）。 ○諸外国における自殺対策関連施策の実態を把握するため、「我が国及び諸外国における自殺対策関連施策と自殺統計等に関する調査」を実施（平成22年度）。	
	内閣府（研究所）	○警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、厚生労働省その他の関係機関の保有する自殺に関する統計データも含めて詳細な分析等を行い、その結果を順次公表することとした。	

	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」(旧「こころの健康科学研究事業」)において、 ①「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」(平成 18～20 年度) ②「心理学的剖検データベースを活用した自殺の原因分析に関する研究」(平成 19～21 年度) ③「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」(平成 21・22 年度) ④「自殺の原因分析に基づく効果的な自殺防止対策の確立に関する研究」(平成 22 年度) を実施。	
(2) 情報提供体制の充実	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、自殺の現状、国・地方自治体の自殺対策、WHO や海外での取組等について紹介(平成 19～21 年度)。タイムリーな情報発信として、Web サイト「いきる」にメッセージの欄を設けたほか、ブックレットシリーズ、パンフレットを刊行(平成 21 年度)。 ○自殺予防総合対策センターの Web サイト「いきる」で、基礎資料、自殺の統計、地方自治体の取組、相談窓口、海外の情報、センターで発行した印刷物等を紹介(平成 22 年度)。	○・自殺予防総合対策センター「いきる」のアクセス数： (21 年度) 403,753 件 (22 年度) 704,991 件 ・メッセージ数：17 件 ・ブックレット：8 冊 ・冊子：2 冊 ・パンフレット：2 種類 ・ポスター：5 種類
(3) 自殺未遂者、遺族等の実態	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、「自殺未遂者及び自殺者遺族等へのケアに関する	

及び支援方策 についての調査の推進		研究」(平成 18～20 年度)、「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」(平成 21・22 年度)を実施し、その中で自殺未遂者等の調査研究を実施。	
(4) 児童生徒の 自殺予防につ いての調査の 推進	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル(平成 21 年 3 月)及び「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」(平成 22 年 3 月)を作成、配布。子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成 22 年度審議のまとめ」を公表。(平成 23 年 6 月)また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出(平成 23 年 6 月)。	○配布部数： ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル 105,096 部(冊子) 990,300 部(リーフレット) ・「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 59,105 部
(5) うつ病等の 精神疾患の病 態解明及び診 断・治療技術 の開発	厚生労働省	○厚生労働科学研究費補助金「障害者対策総合研究事業」において、 ①「プライマリーケアで使用可能な、DNA チップを用いたうつ病の診断指標の作成」(平成 20～22 年度) ②「難治性うつ病の治療反応性予測と客観的診断法に関する生物・心理・社会的統合研究」(平成 18～20 年度) ③「地域における一般診療科と精神科の連携によるうつ病/自殺ハイリスク者の発見と支援」(平成 19～21 年度) ④「リワークプログラムを中心とするうつ病の早期発見から職場復帰に至る包括的治療に関する研究」(平成 20～22 年度) ⑤「気分障害の神経病理学に基づく分類を目指した脳病態の解明」(平成 21・22 年度) 等の研究を実施。	

(6) 既存資料の 利活用の推進	内閣府	○警察庁から平成 19 年及び 20 年の自殺統計データ（都道府県別・警察署別）の提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表（平成 21 年度）。 ○警察庁から平成 21 年分（暫定値）の自殺統計データ（全国・都道府県別・市区町村別）の提供を受けて作成した「平成 21 年地域における自殺の基礎資料」を含む「自殺対策強化のための基礎資料」を作成・公表（平成 22 年 3 月 30 日）。 ○平成 22 年 4 月分から 8 月分まで、毎月、都道府県別及び市区町村別（自殺者の生前の住居地及び発見地）の自殺統計データについて警察庁から提供を受け、「地域における自殺の基礎資料」を作成・公表。	
	内閣府（研究所）	○平成 22 年 9 月分以降は、内閣府経済社会総合研究所に設置した分析班でより詳細な分析を行うこととなり、警察庁から自殺に関するより詳細なデータの提供を受け、平成 22 年 9 月および平成 22 年年次（暫定値）における都道府県、市区町村別の自殺の基礎資料を作成・公表。	
	警察庁	○自殺の原因・動機の項目を中心に見直した新しい自殺統計原票の運用を開始（平成 19 年 1 月～）。 ○自殺者の生前の住居地及び発見地を市区町村単位で記入する項目を加えた新しい自殺統計原票の運用を開始（平成 21 年 1 月～）。 ○「平成 18 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 19 年 6 月）。 ○「平成 19 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 20 年 6 月）。	

		○「平成 20 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 21 年 5 月）。 ○「平成 21 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 22 年 5 月）。 ○「平成 22 年中における自殺の概要資料」を公表（平成 23 年 3 月）。 ○平成 20 年中の自殺者数（総数、男女別、都道府県別及び月別）を公表（平成 21 年 4 月）。 ○平成 21 年 1 月分以降の月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を暫定値として公表（平成 21 年 3 月～）。 ○平成 22 年 5 月以降の月別の自殺者数（総数、男女別及び都道府県別）を速報値・暫定値として公表（平成 22 年 6 月～）。 ○平成 16 年から 19 年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供（平成 20 年 6 月・12 月）。 ○平成 19 年から 20 年までの都道府県別及び警察署別の自殺統計データを内閣府へ提供（平成 21 年 7 月）。 ○平成 21 年度「自殺対策強化月間」の実施に伴い自殺統計データ（平成 19 年、20 年の 3 月分の全国及び都道府県別、平成 21 年分（暫定値）の全国、都道府県別及び市区町村別）を内閣府へ提供（平成 22 年 2 月）。 ○「いのちを守る自殺対策緊急プラン」に基づき、平成 22 年 4 月分から毎月の月別自殺統計データ（全国、都道府県別及び市区町村別）を内閣府へ提供（平成 22 年 5 月～）。 ○自殺統計原票データ（平成 17 年～21 年、平成 22 年 1 月～9 月分（暫定値））を内閣府へ提供（平成 22 年 11 月）。	
--	--	---	--

		○平成 22 年 10 月分から毎月の自殺統計原票データ（暫定値）を内閣府へ提供（平成 22 年 11 月～）。 ○平成 22 年中の自殺統計原票データ（確定値）を内閣府へ提供（平成 23 年 3 月）。	
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①人口動態調査に基づく地域、年齢階級等に関する分析を実施（平成 20・21 年度）。 ②警察庁のデータを活用した自殺の実態分析を実施（平成 20 年度）。 ③警察庁のデータを活用した自殺の実態分析につき内閣府に協力（平成 21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、人口動態統計に基づく地域ごとの自殺死亡統計の分析を実施し、平成 23 年 3 月には「自殺対策のための自殺死亡の地域統計」を全面的に改訂した（平成 22 年度）。	
2 国民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組			
(1) 自殺予防週間の設定と啓発事業の実施	内閣府	○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施（平成 19 年 7 月 1 日）。 ○東京都において「第 1 回自殺対策シンポジウム」を開催（平成 19 年 9 月）。 ○厚生労働省及び開催県との共催により全国 5 か所（山形県、石川県、鳥取県、高知県、鹿児島県）において地方シンポジウムを開催（平成 20 年 8 月 31 日～9 月 20 日）。	○参加者数：約 600 名 ○参加者数：約 280 名 ○参加者数： 山形県 約 300 名 石川県 約 300 名

		○特定非営利活動法人自殺対策支援センターライフリンク及び東京都との共催により「WHO 世界自殺予防デーシンポジウム」を開催（平成 20 年 9 月 14 日）。 ○「自殺予防のための行動～3つのポイント～」を策定し、啓発活動を実施（平成 21 年 2 月）。 ○「自殺予防週間」（9 月 10 日～16 日）において、 ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ（平成 19～22 年度）。 ②開催県との共催により全国 5 か所（茨城県、静岡県、和歌山県、岡山県、徳島県）において地方シンポジウムを開催（平成 21 年 9 月 6 日～9 月 27 日）。 ③東京都において「平成 21 年度自殺対策シンポジウム IN 東京」を開催（平成 21 年 9 月 13 日）。 ④引き続き不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、内閣府自殺対策推進室 Web サイトの特設サイトをリニューアル。さらに、東京駅前において街頭キャンペーンを実施（平成 22 年 9 月 10 日）。 ⑤著名人によるメッセージムービーを作成、Web サイト上で公開（平成 22 年 9 月 10 日～）。	鳥取県 約 200 名 高知県 約 200 名 鹿児島県 約 250 名 ○参加者数：約 800 名 ○②参加者数： 茨城県 約 300 名 静岡県 約 630 名 和歌山県 約 200 名 岡山県 約 100 名 徳島県 約 250 名 ③参加者数：約 100 名 ④アクセス数（セッション数）： 41,275 件 ⑤メッセージ発出者：朝岡聡氏、久保純子氏、見城美枝子氏、末吉竹二郎氏、中村憲剛氏、三枝
--	--	---	--

		⑥東京都において「自殺対策国民会議 2010」を開催（平成 22 年 9 月 10 日）。 ○「自殺対策強化月間」（3 月）において、 ①関係省庁、地方公共団体等に啓発事業の実施を呼びかけ（平成 21・22 年度）。 ②テレビ・新聞・ラジオ・インターネット・鉄道広告等の様々な媒体で啓発活動を実施（平成 21・22 年度）。 ③不眠とうつに着目した「睡眠キャンペーン」を実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室 Web サイト内に開設（平成 21 年度）。さらに、新橋駅前にて街頭キャンペーンを実施（平成 22 年 3 月 1 日）。 ④周りの人の悩みに誰もが気づくことをテーマに「気づき」を促すキャンペーンを実施し、特設サイトを内閣府自殺対策推進室 Web サイト内に開設（平成 22 年度）。 ⑤「ゲートキーパー養成研修用 DVD」や「ゲートキーパー一般啓発用 DVD」、「ゲートキーパー養成研修用テキスト」、「誰でもゲートキーパー手帳」などのゲートキーパー養成用の資材を作成し、都道府県・政令指定都市自殺対策主管課に配布（平成 22 年度）。 ⑥「自殺対策強化月間」に向けて「自殺対策ファーストエイドワークショップ」を開催（平成 22 年 11 月 25 日）。 ○「自殺予防週間」及び「自殺対策強化月間」において、関係省庁、地方公共団体等と一体となって、全国的な啓発活動を展開する（平成 23 年度）。	成彰氏 ⑥参加者数：約 100 名 ○③アクセス数（セッション数）：約 42,136 件 ④アクセス数（セッション数）：約 25,747 件 ⑥参加者数：64 名
(2) 児童生徒の	総務省	○平成 18 年度に開発した放送分野のメディアリテラシー向	○青森市（19 名）、仙台市（25 名）、

自殺予防に資する教育の実施		上のための小学校高学年及び高校生向け教材の説明会を各地で実施(平成 19 年度)。 ○「放送分野におけるメディアリテラシー」サイトを開設。様々なメディアリテラシー関連情報と共に、Web 教材を開発・掲載(平成 20 年度)。 ○ 総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成 18 年度から実施。 ○ 中学生を対象とした放送分野のメディアリテラシーの向上のための Web 教材を開発・掲載(平成 21 年度)。	川崎市(30 名)、つくば市(15 名)で説明会を実施(カッコ内は参加人数) その他、 ・第 19 回全国生涯学習フェスティバル まなびピア岡山 2007(岡山県)等のイベントへ出展し、教材 DVD の上映及びガイドブックの展示を実施 ・全都道府県及び政令指定都市の教育委員会、全小学校、全高等学校等へリーフレット、ポスター及び教材を配布 ○・メディアリテラシーに関する基本的な情報、総務省で開発した教材の紹介等を掲載 ・小学生向け Web 教材「放送記者坂井マヤ～ストーリーをさがせ～」を開発・掲載 ○実施件数：累計 3931 件(平成 22 年度末時点) ○中学生向け Web 教材「情報娯楽番組「ケータイ情報局!」」を開発・掲載
----------------------	--	--	---

		○小学校教員を対象とした放送分野におけるメディアリテラシー向上のための授業実践パッケージを開発・掲載（平成 22 年度）。	○小学校 6 クラスで、メディアリテラシー学習を取り入れたモデル授業を実施し、授業指導案、ワークシート及び授業レポートを実践パッケージとして掲載
	文部科学省	○生命を尊重する心をはぐくむ道德教育を推進する観点から実践研究を実施（平成 19～22 年度）。 ○小・中・高等学校の新学習指導要領を告示（平成 20 年 3 月小・中学校、平成 21 年 3 月高等学校）。 ○かけがえのない生命について考えさせるなど、道德の内容を分かりやすく表した「心のノート」を小中学生に配布。（平成 19～22 年度）「心のノート」を Web サイトへ掲載（平成 22 年度）。 ○保護者・地域との連携、外部講師派遣、道德教材の活用など、自治体等における多様な取組に対する支援を実施し、命を大切にする心を育成する道德教育の一層の推進（平成 22～23 年度）。 ○全国規模の学校団体や P T A、通信関係団体などの関係業界・団体の連携強化を目的とした「ネット安全安心全国推進会議」・「ネット安全安心全国推進フォーラム」を実施（平成 19 年 11 月、平成 20 年 1 月、平成 20 年 3 月、平成 20 年 8 月、平成 20 年 11 月、平成 21 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 22 年 3 月、平成 24 年 3 月（予定））。	○調査研究の実施校数 19 年度：86 校 20 年度：467 校 21 年度：345 校 22 年度：205 校 ○実施地域数 22 年度：22 教育委員会 23 年度：46 教育委員会 ○参加者数：約 260 名（22 年 3 月）

		○有害情報から青少年を守るため、地域における取組体制の構築、フィルタリングの普及活動などの教育・啓発活動を支援する「地域の実情に応じた有害情報対策事業」を実施（平成 19～23 年度）。 ○インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するための有識者等によるケータイモラルキャラバン隊を結成し、全国で学習・参加型のシンポジウム開催（予定）（平成 23 年度）。 ○子ども向けの携帯電話のインターネット利用に際しての留意点を盛り込んだ啓発資料「ちょっと待って！ケータイ」を作成し、全国の小学 6 年生に配布（平成 20 年 2 月、平成 21 年 1 月、平成 22 年 2 月、平成 24 年 3 月（予定））。 ○保護者向けの携帯電話利用に係る親子のルールづくり等を促すリーフレット「ちょっと待って！はじめてのケータイ」を作成し、教育委員会・PTA 団体等へ配布（平成 21 年 2 月、平成 22 年 2 月、平成 24 年 3 月（予定））。 ○子どもの携帯電話をめぐる問題に関する映像資料を作成・配布（平成 20 年 9 月、平成 22 年 3 月）。 ○総務省、文部科学省及び通信関係団体等が連携し、子どもたちのインターネットの安心・安全な利用に向けて、主に保護者及び教職員を対象とした啓発講座「e-ネットキャラバン」を平成 18 年度から実施。 ○新学習指導要領において、情報モラル教育の充実を図った（小中学校平成 20 年 3 月 28 日告示、高等学校平成 21 年 3 月 9 日告示）。 ○新学習指導要領における情報モラル教育をはじめとした	○実施地域：34 地域（19～22 年度） ○都道府県教育委員会等を経由し、135 万枚配布（22 年 2 月） ○都道府県教育委員会等へ 100 万枚配布（22 年 2 月） ○都道府県教育委員会等へ 9,500 セット配布（22 年 3 月） ○実施件数：累計 3931 件（22 年度末時点）
--	--	--	--

		教育の情報化が円滑かつ確実に実施されるよう、教員の指導をはじめ学校・教育委員会の具体的な取組の参考となる「教育の情報化に関する手引」を作成。（平成 21 年 3 月）平成 22 年 10 月には新たに高等学校分を追補。 ○情報モラル指導の一層の普及を図るための「情報モラル指導セミナー」を 47 都道府県において開催（平成 19 年度）。 ○情報モラル研修教材「5 分で分かる情報モラル」を作成・配付（平成 19 年度）。 ○情報モラル指導に関する教員向け Web サイトを作成・公開（平成 19 年度作成、平成 20 年度公開）。 ○学校における情報モラル教育の一層の推進を図るため、地域に専門家を派遣する事業や、教員等に対し情報モラルに関する専門的な研修を実施（平成 21 年度）。 ○国立教育政策研究所において、すべての小中学校の教員が情報モラル教育を指導するための参考となるよう「情報モラル教育実践ガイダンス」を作成・配布（平成 22 年度）。 ○独立行政法人教員研修センターにおいて、情報モラル教育に関する指導者研修を実施（平成 22 年度）。 ○命の大切さを学ばせる体験活動や社会奉仕体験活動など、他校のモデルとなる様々な体験活動を実施する学校を指定し、その成果を普及させ、学校における「豊かな体験活動推進事業」の円滑な展開を推進（平成 19～21 年度）。 ○都道府県・指定都市（平成 23 年度より中核市を追加）に対する補助事業として、自然の中での宿泊体験活動等、学校における「豊かな体験活動推進事業」の円滑な展開を推進（平成 22～23 年度）。	○専門的な研修の参加者 592 名 ○参加者数 139 名 ○実施校数 19 年度 1171 校 20 年度 628 校 21 年度 349 校 ○22 年度は 59 校で実施。 23 年度は 212 校（106 地域各 2 校）
--	--	---	---

			の取組に対する予算を措置。
(3) うつ病についての普及啓発の推進	厚生労働省	○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施（平成 19～22 年度）。 ○精神保健福祉に関する正しい知識を普及するため「精神保健福祉全国大会」を開催（平成 19～22 年度）。 ○うつ病を含む精神疾患の正しい理解と治療や生活に役立つ情報をまとめた「みんなのメンタルヘルス総合サイト」と、若者向けに心の不調への対処法を紹介する「こころもメンテしよう」を厚生労働省 Web サイト内に開設（平成 22 年度）。	○開設後 8 ヶ月間（平成 22 年 9 月～平成 23 年 4 月）のアクセス数 ・「みんなのメンタルヘルス総合サイト」：約 12 万件 ・「こころもメンテしよう」：約 5 万 5 千件
3 早期対応の中心的役割を果たす人材を養成する取組			
(1) かかりつけの医師等のうつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上	厚生労働省	○精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の向上を目的に「かかりつけ医心の健康うつ病対応力向上研修事業」を実施（平成 22 年度からは、小児科医等も対象）（平成 20～22 年度）。	○研修受講者数 20 年度 約 7200 名 21 年度 約 5700 名
(2) 教職員に対する普及啓発等の実施	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアルや、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成、配布。各種会議等を通じて教育委員会・学校に周知（平成 20 年度～23 年度）。	○配布部数： ・「教師が知っておきたい子どもの自殺予防」マニュアル 105,096 部（冊子） 990,300 部（リーフレット） ・「子どもの自殺が起きたときの緊急

			急対応の手引き」 59, 105 部
(3) 地域保健スタッフや産業保健スタッフの資質の向上	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～ 31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～11 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員等を対象とした自殺総合対策企画研修、地域自殺対策支援研修、相談員研修、心理職を対象とした心理職等自殺対策研修を実施（平成 20・21 年度）。また各地の研修に協力（平成 19～22 年度）。 ○自治体、保健所、精神保健福祉センター、精神科医療機関、民間団体等で自殺予防に関する相談業務に関わっている者の資質向上のため、自殺予防総合対策センターにおいて専門的な研修の実施、研修企画の助言、講師の派遣等を実施（平成 22 年度）。 ○職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、47 都道府県の産業保健推進センターにおいて産業保健スタッフ等の資質向上のための研修等を実施（平成 19 年度）。 ○職場における自殺予防を含むメンタルヘルス対策及び過重労働対策を推進するため、全国の産業保健推進センター等において、産業医等の産業保健スタッフ等に対する研修等を実施（平成 20～22 年度）。	○自殺予防総合対策センター主催研修参加者数： （19 年度） 第 1 回自殺総合対策企画研修 111 名 第 1 回自殺対策相談支援研修 109 名 （20 年度） 第 2 回自殺総合対策企画研修 76 名 第 1 回地域自殺対策支援研修 48 名 第 1 回心理職等自殺対策研修 128 名 第 2 回自殺対策相談支援研修 76 名 （21 年度） 第 2 回心理職等自殺対策研修 43 名 第 3 回自殺対策相談支援研修 68 名 第 2 回地域自殺対策支援研修 38 名 第 3 回自殺総合対策企画研修 79 名 （22 年度） 第 1 回心理職自殺予防研修 60 名 第 4 回自殺総合対策企画研修 101 名 第 1 回精神科医療従事者自殺予防研修 74 名 第 1 回自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修 99 名 第 2 回精神科医療従事者自殺予防研

		○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策の基礎知識」を刊行（平成 20 年度）。	修 74 名 研修・講演協力数： （19 年度）87 件 （20 年度）123 件 （21 年度）195 件 （22 年度）178 件
(4) 介護支援専門員等に対する研修の実施	厚生労働省	○介護支援専門員の資質向上を図るための研修事業の実施（平成 19～22 年度）。	
(5) 民生委員・児童委員等への研修の実施	厚生労働省	○各都道府県、政令指定都市が実施する、 ①単位民生委員・児童委員協議会会長に必要な指導力を修得させるための研修 ②中堅の民生委員・児童委員に必要な活動力を修得させるための研修 ③新任の民生委員・児童委員に必要な基礎的知識及び技術を修得させるための研修 等を支援するため「民生委員・児童委員研修事業」を実施（平成 19～22 年度）。	
(6) 地域でのリーダー養成研修の充実	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺総合対策企画研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～ 31 日、平成 20～22 年度）。また各地の研修に講師協力（平成 19～22 年度）。	○3（3）の記載と同様

(7) 社会的要因 に関連する相 談員の資質の 向上	金融庁	○金融庁の金融サービス利用者相談室の相談員に対して、多重債務相談に対応する際の基本的な心構え等について周知を実施（平成 19 年 10 月 9 日、平成 21 年 2 月 17 日、平成 22 年 2 月 19 日、平成 23 年 2 月 21 日）。 ○多重債務相談に対応する際の相談員の基本的な心構えや実際の相談業務での対応についての「多重債務者相談マニュアル」（冊子及び DVD）を作成し、全国の自治体、関係機関に送付（平成 19 年 7 月。平成 20 年 3 月に改訂版を作成・送付）。さらに、財務局等の相談窓口の担当者・相談員との意見交換（平成 21 年度）及び有識者からなる「多重債務カウンセリング・相談タスクフォース」のメンバーからの意見を踏まえ、「多重債務者相談マニュアル」の改訂を行い、平成 23 年度中に、経験の浅い相談員でも活用することができる、より実践的な「多重債務相談の手引き」を作成・配布予定。	
	消費者庁	○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施（平成 21 年度～）。 ○独立行政法人国民生活センターにおいて、地方公共団体の消費生活相談員に対し、多重債務問題に関する研修を実施する等の支援を実施（平成 21 年度～）。	○地方消費者行政活性化基金 約 223 億円 ○①国民生活センター基金 約 90 億 円 ②研修開催数 ・平成 21 年度：9 回 ・平成 22 年度：17 回
	厚生労働省	○厚生労働省職員研修において、メンタルヘルスに関する講習を実施（平成 19～22 年度）。	
(8) 遺族等に対	警察庁	○警察職員が自殺者、自殺者遺族、自殺未遂者等に関係する	

応する公的機関の職員の資質の向上		業務に従事する場合には、自殺者の名誉や自殺者遺族、自殺未遂者等の心情等を不当に傷つけることのないよう、適切な遺族対応等に取り組んでいる（平成 19～22 年度）。	
	総務省	○消防職員が、遺族等に対して適切な対応が図れるよう、消防職員に対する教養訓練を通じ、必要な情報提供を実施（平成 19～22 年度）。	
(9) 研修資料の開発等	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者遺親族等のケアに関する対策検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、「自殺未遂者ケアに関するガイドライン」及び「自死遺族ケアに関するガイドライン」を作成し（平成 20 年度）、このガイドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施（平成 20～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～11 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～31 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、地方公共団体、民間団体の相談員に対する研修の企画実施に協力（平成 19～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて実施する自殺総合対	○・自死遺族ケアシンポジウム 20 年度 東京、福岡 21 年度 東京 22 年度 神戸 ・自殺未遂者ケア研修 20 年度 東京 21 年度 一般救急 東京、大阪 精神科救急 東京 22 年度 一般救急 東京、大阪、 仙台 精神科救急 大阪 ○自殺予防総合対策センター実施の研修については、3（3）の記載と同様）

		策企画研修、自殺対策相談支援研修、地域自殺対策支援研修、心理職等自殺対策研修に用いる研修資材を開発（平成20・21年度）。一部を印刷物として配布（「中高年男性の自殺予防に取り組む人のための10箇条」を配布）（平成20年度）。	
(10) 自殺対策従事者への心のケアの推進	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターで開催される公的機関職員を対象とした相談員研修を実施するにあたり、相談員自らのこころの健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込むことを検討（平成19年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて地方公共団体、民間団体の相談員に対して実施することとしている相談技法に関する研修のカリキュラムの中に、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んでいる（平成20・21年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、相談員自らの心の健康を維持するための対応方法についての内容を盛り込んだ、相談支援に関する研修を実施（平成22年度）。	
4 心の健康づくりを進める取組			
(1) 職場におけるメンタルヘルス対策の推進	厚生労働省	○労働者の自殺予防に必要な知識をまとめた「職場における自殺の予防と対応」（自殺予防マニュアル）を事業者等に対して配布（平成19～22年度）。 ○小規模事業場の労働者及びその家族に対して、セミナーや相談会等を実施（平成19～22年度）。 ○産業医に対しメンタルヘルス対策や過重労働対策に関する研修、精神科医等に対し産業保健についての研修を実施（平成19～22年度）。	○リーフレット配布数 33万部（平成19～22年度） ○47都道府県で実施（平成19～22年度）

		○都道府県労働局・労働基準監督署による個別事業場に対する指導の実施等、職場におけるメンタルヘルス対策を強化（平成 21 年度）。 ○全国 47 都道府県にメンタルヘルス対策支援センターを設置し、事業者等に対しメンタルヘルス相談機関等の紹介を開始（平成 20 年度）。 ○全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおいて、メンタルヘルス相談機関等の紹介に加え、相談対応、個別事業場への訪問支援を実施し、メンタルヘルス不調の予防から、職場復帰支援に至るまで、事業者の取り組むメンタルヘルス対策の総合的な支援を開始（平成 21 年度）。 ○全国 47 都道府県のメンタルヘルス対策支援センターにおけるメンタルヘルス対策の総合的な支援の一つとして、新たに管理監督者に対する教育を開始（平成 22 年度）。 ○職場のメンタルヘルスに関する総合的な情報提供を行うため、メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設（平成 21 年 10 月）。 ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、産業保健スタッフ等に対する教育機能を追加等、コンテンツを充実（平成 22 年度）。	○メンタルヘルス支援センター実績 ・相談件数 35 万件（平成 20～22 年度） ・訪問支援件数 約 2 万事業場（平成 20～22 年度） ・管理監督者教育 約 2 千事業場（平成 22 年度） ○メンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」アクセス数（セッション数） 約 60 万アクセス（平成 21 年 10 月～23 年 3 月）
(2) 地域における心の健康づくり推進体制の整備	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関に対して相談員研修を実施（平成 20 年 1 月 10 日～10 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画者研修を実施（平成 19 年 8 月 29 日～31 日）。	○研修については、3（3）の記載と同様

		○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺総合対策企画研修」等で、自治体、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する研修を行い、地域における心の健康づくりの推進を強化（平成 22 年度）。 ○自殺対策において先進的な取組を行う地域を選定し、それぞれ地域の実情にあったモデル的な自殺対策を実施していく地域自殺対策推進事業を実施（平成 19～21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を実施（平成 18～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①自治体・精神保健福祉センター職員を対象とした自殺対策企画研修及び、精神保健福祉センター、保健所等の相談員に対する相談支援研修を実施（平成 20・21 年度）。 ②全国精神保健福祉センター長会の協力を得て、自殺対策研究協議会を開催（平成 19～22 年度）。 ③地域における心の健康づくりの推進体制を整備（平成 20・21 年度）。 ④関係機関相互間における連携体制の構築を図り、円滑な連携を図ることを目的として、平成 18 年から全国レベルでの「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、関係機関における連携体制を推進（平成 20～22 年度）。	○②自殺対策研究協議会参加者数： 第 1 回 82 名 第 2 回 100 名 第 3 回 120 名 第 4 回 89 名
	農林水産省	○農村地域の女性グループ等が行う生活支援等の助け合い活動を充実させるための人材養成活動等を推進（平成 19～22 年度）。	○研修会等開催（実績） 19 年度： 430 回 20 年度： 529 回

		○農山漁村における高齢者等の生きがい発揮のための施設整備として、農産物直売施設や特用林産物活用施設、高齢者等地域住民活動・生活支援促進施設等の整備を推進（平成 19～23 年度）。	21 年度： 176 回 22 年度： 33 回 ○施設整備（実績） 19 年度： 29 箇所 20 年度： 23 箇所 21 年度： 28 箇所 22 年度： 22 箇所
	国土交通省	○高齢者をはじめ、誰もが地域で集い、憩うことのできる環境の形成を図るため、歩いて行ける身近な都市公園の整備等を推進（平成 19～23 年度）。	○都市公園等整備状況 21 年度末 98,568 箇所
(3) 学校における心の健康づくり推進体制の整備	文部科学省	○「スクールカウンセラー等活用事業」（平成 19～23 年度）、「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成 20～23 年度）の実施により、学校における教育相談体制を充実。 ○「教育相談等に関する調査研究協力者会議」を開催し、「児童生徒の教育相談の充実について」を作成し、小・中・高等学校、教育委員会等に配布（平成 20 年度）。 ○養護教諭の資質向上のため、全国養護教諭研究大会、健康教育指導者養成研修等を開催（平成 19 年度～平成 22 年度、	○23 年度 ・「スクールカウンセラー等活用事業」 - スクールカウンセラー事業 - 中学校への配置 9,902 校 - 小学校への配置 12,000 校 - 緊急支援派遣 198 校 - のための予算を措置 ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」 1,096 名を配置するための予算を措置 ○全国養護教諭研究大会参加者数

		平成 23 年 8 月)。 ○「心のケア対策推進事業」として、教職員向け指導参考資料を作成、配布するとともに養護教諭や臨床心理士等を対象にシンポジウムを開催(平成 20 年度～平成 22 年度)。平成 23 年度は「児童生徒の現代的健康課題への対応事業」として引き続き実施。 ○公立学校等における労働安全衛生法に基づく管理体制の整備状況を把握するため、「公立学校等における労働安全衛生管理体制に関する調査」を実施(平成 19 年 12 月、平成 20 年 7 月、平成 22 年 7 月)。 ○労働安全衛生法に基づく体制の整備の趣旨を周知徹底するため、平成 19 年 12 月に実施した調査結果と併せて通知を発出(平成 20 年 5 月)。 ○平成 20 年 4 月より、全ての事業場において一定の要件を満たした労働者に対し医師による面接指導等を実施することが義務付けられたことも踏まえ、労働安全衛生管理体制の整備について周知徹底する観点から、通知を発出(平成 19 年 12 月)。 ○学校における労働安全衛生管理について引き続き周知・指導を行うため、担当者会議を開催(平成 22 年 9 月、平成 23 年 1 月)。	19 年度：栃木県 約 1,100 名 20 年度：鳥取県 約 1,000 名 21 年度：岐阜県 約 1,300 名 22 年度：徳島県 約 1,100 名 ○心のケアシンポジウム参加者数 20 年度：東京都 約 250 名 21 年度：東京都 約 370 名 22 年度：東京都 約 330 名 ○各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長に通知 ○各都道府県教育委員会教育長・各指定都市教育委員会教育長に通知
5 適切な精神科医療を受けられるようにする取組			
(1) 精神科医を	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、心理職等自殺対策研	○研修については、3(3)の記載

サポートする 人材の養成な ど精神科医療 体制の充実		修を実施（平成 20・21 年度）、また各地の研修に協力（平成 19～22 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、精神科医療機関等で働く心理職を対象に「心理職自殺予防研修」を実施（平成 22 年度）。 ○うつ病に有効な認知行動療法について、実施マニュアルを作成し（平成 21 年度）、実施者養成のための研修を実施（平成 22 年度）。 ○「新たな地域精神保健医療体制の構築に向けた検討チーム」において、アウトリーチ（訪問支援）について検討（平成 22 年度）。	と同様 ○認知行動療法研修 22 年度 6 回（637 名）
(2) うつ病の受 診率の向上	厚生労働省	○「うつ対策推進方策マニュアル」、「うつ対応マニュアル」の関係機関への提供等を通じて、地域におけるうつ病等精神疾患に関する普及啓発への支援を実施（平成 19～22 年度）。 ○精神科を専門としない医師に対し、うつ病等の診断能力の向上を目的に、「かかりつけ医心の健康対応力向上研修事業」を実施（平成 22 年度からは、小児科医等も対象）（平成 20～22 年度）。 ○平成 20 年 4 月の診療報酬改定において、うつ病等の精神障害患者の早期受診を促すため、身体症状を訴えて内科等を受診した患者のうち、うつ病等精神障害の疑いのある者について、精神科医師に紹介した場合に算定できる新たな報酬項目を創設（平成 20 年度）。	○かかりつけ医研修受講者数 20 年度 約 7,200 名 21 年度 約 5,700 名
(3) かかりつけ の医師等のう			

うつ病等の精神疾患の診断・治療技術の向上【再掲】			
(4) 子どもの心の診療体制の整備の推進	厚生労働省	○「子どもの心の診療医の養成に関する検討会」の報告書（平成 19 年 3 月取りまとめ）の内容を踏まえ、子どもの心の診療医の養成のための研修の実施やテキストを作成（平成 19 年度）。 ○様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を平成 20 年度より 3 か年のモデル事業として実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を実施（平成 20～22 年度）。	
(5) うつ病スクリーニングの実施	厚生労働省	○市町村において介護予防事業の中で基本チェックリストを用いて高齢者のうつ病に関するスクリーニングを実施（平成 19～22 年度）。	
(6) うつ病以外の精神疾患等によるハイリスク者対策の推進	厚生労働省	○「障害者対策総合研究事業」における「自殺のハイリスク者の実態解明及び自殺予防に関する研究」において、うつ病以外の精神疾患等と自殺との関連についての調査研究を実施（平成 21・22 年度）。 ○アルコール依存症や薬物依存症の自助団体の活動の支援、及び自助団体を含む関係機関による依存症対策に係る地域連携体制の構築と効果的な依存症対策の開発・実施を目的とした、「地域依存症対策推進モデル事業」を実施し（平	

		成 21・22 年度)、また、自助団体の活動を支援する観点から、「依存症回復施設職員研修事業」を実施(平成 22 年度)。 ○全日本断酒連盟の協力を得て、「自殺予防のためのアンケート調査」を実施し、アルコール問題普及啓発リーフレット「のめば、のまれる」を作成(自殺予防総合対策センター)(平成 21 年度)。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺のハイリスク者の支援についての先駆的・試行的取組を、研修プログラムの中で積極的に紹介し、「自殺予防のための自傷行為とパーソナリティ障害の理解と対応研修」「精神科医療従事者自殺予防研修」を実施(平成 22 年度)。	○研修については、3 (3) の記載と同様
(7) 慢性疾患患者等に対する支援	厚生労働省	○看護師に対し、慢性疾患等の患者に適切に対応できるような専門領域における実務的な知識・技術の向上を図るための研修を都道府県等において実施(平成 20～22 年度)。	
6 社会的な取組で自殺を防ぐ取組			
(1) 地域における相談体制の充実	内閣府	○各都道府県、政令指定都市に対して、 ・社会的要因に関する各種相談窓口の整備 ・休日・夜間相談の実施 ・民間団体の相談窓口との連携 ・相談内容に応じた相談窓口の周知 等住民が相談しやすい体制の整備に努め、これら公的機関における相談事業の広報の強化への配慮について通知(平成 19 年 7 月)。 ○多重債務者対策本部(金融庁)、日本弁護士連合会及び日本司法書士会連合会の主催による「多重債務者相談強化キャンペーン(平成 20 年 9 月～ 12 月)」の実施に伴い、効	

		果的な自殺予防週間となるよう同時期に多重債務者向けの無料相談会を実施するように各都道府県・政令指定都市に通知（平成 20 年 6 月 10 日）。 ○相談しやすい体制の整備を促進するため「こころの健康相談統一ダイヤル」の運用を開始（平成 20 年 9 月）。全国的な運用に向け、対象地域を拡大（平成 21～23 年度）。 ○「こころの健康相談統一ダイヤル」参加自治体による意見交換会を実施（平成 22 年 4 月 22 日）。 ○地域における相談体制の現状把握のため、「平成 20 年度インターネットを用いた自殺総合対策推進のための相談窓口情報調査」を実施。 ○地域自殺対策緊急強化基金を活用し、各地方公共団体の実情に応じた包括支援相談の実施等、地域における相談体制を充実（平成 21～23 年度）。 ○各都道府県に相談窓口情報を提供（平成 21 年度）。 ○ハローワークにおける心の健康相談を実施（平成 21 年 12 月～22 年 3 月）。	○参加自治体数 10 道府県（20 年 9 月） →24 都道府県・政令指定都市（23 年 7 月）
(2) 多重債務の相談窓口の整備とセーフティネット融資の充実	金融庁	○内閣に設置された多重債務者対策本部において、相談窓口の整備・強化、セーフティネット貸付けの提供等の具体的な諸施策を取りまとめた「多重債務問題改善プログラム」を策定（平成 19 年 4 月 20 日）。 ○多重債務者対策本部では、多重債務問題改善プログラムについて、各施策の進捗状況のフォローアップを実施（平成 20 年 6 月 10 日、平成 21 年 7 月 8 日、平成 22 年 12 月 2 日）。	

		○各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し、相談業務を開始（平成 20 年 4 月）。 ○多重債務者対策本部長決定により、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく、平成 19 年 12 月 10 日～16 日に「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を、平成 20～22 年の 9 月～12 月には期間を 4 ヶ月に延長して「多重債務者相談強化キャンペーン」を実施。平成 22 年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」では、特に事業者向けの相談を強化するため、中小企業団体を実施主体に追加する等取組みを深化。 ○改正貸金業法の完全施行に先立ち、金融庁及び消費者庁の副大臣・大臣政務官、並びに法務省の大臣政務官により構成された「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」において、総量規制等の円滑な実施のための施策の他、多重債務相談の改善・強化やセーフティネットの充実のための施策等を盛り込んだ「借り手の目線に立った 10 の方策」をとりまとめ（平成 22 年 4 月 2 日）。 ○上記方策に基づいて実施した「あなたは大丈夫？キャンペーンー貸金業法が大きく変わります！ー」において、多重債務相談窓口の認知度向上のための取組みを実施（平成 22 年 5 月～）。	
	消費者庁	○各都道府県に造成されている「地方消費者行政活性化基金」を通じ、地方公共団体が実施する取組への支援を実施（平成 21 年度～）。	○地方消費者行政活性化基金 約 223 億円
(3) 失業者等に対する相談窓	厚生労働省	○失業者に対して、ハローワーク等の窓口においてきめ細やかな職業相談など、早期再就職のための各種支援を実施	

口の充実等		し、特に心理的不安などから、主体的に的確かつ現実的な求職活動を行うことができない求職者等に対応（平成 19～22 年度）。 ○ ニート等の若者に対する地域の支援拠点である地域若者サポートステーションの設置拠点を拡充（77 か所→（平成 21 年度）92 か所→（平成 22 年度）100 か所）するとともに（平成 21・22 年度）、教育機関等とのネットワーク機能を強化し、若者・保護者に対する能動的な働きかけ等を実施（平成 21 年度）。また、高校中退者等を対象とした訪問支援による学校教育からの円滑な誘導、学力を含む基礎力向上に向けた継続的支援に取り組むなど、ニート等の若者の職業的自立支援を強化（平成 22 年度）。 ○ ホームレス等の生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題、自殺関連行動への注意喚起を図るシンポジウムの開催（自殺予防総合対策センター）（平成 21・22 年度）。	
(4) 経営者に対する相談事業の実施等	金融庁	○ 全国地方銀行協会及び第二地方銀行協会との意見交換会において、個人保証に過度に依存しない融資を推進するよう要請を行った（平成 19 年 7 月ほか）。	
	経済産業省	○ 中小企業金融公庫において、創業等の支援のために、定期的な財務報告を行うことを条件に、本人保証を免除する制度（保証人猶予特例）を創設（平成 19 年度）。 ○ 中小企業金融公庫・国民生活金融公庫において再チャレンジする起業家の事業の見込み等を評価することにより融	○ 貸付実績 19 年度 246 件／ 123.9 億円 20 年度 493 件／ 411.1 億円 21 年度 1,283 件／1,242.8 億円 22 年度 1,429 件／1,119.6 億円 * 「保証人免除特例」との合計 ○ 貸付実績 19 年度 1,141 件／49.4 億円

		資を可能とする再チャレンジ融資制度を創設（平成 19 年度）。 ○47 都道府県に設置された「中小企業再生支援協議会」において、企業再生に係る相談や経営相談から再生計画の策定支援まで対応（平成 19～23 年度）。 ○全国に早期転換・再挑戦支援窓口を設置し、廃業経験者の再起業等に関する相談事業を実施（平成 19・20 年度）。 ○新創業融資制度について、貸付限度額の引き上げや貸付要件の緩和の実施（平成 19 年度）、対象となる貸付制度の追加（平成 19、20、21、22 年度）等を行いつつ、着実に実施（平成 19～23 年度）。 ○都道府県商工会連合会及び主要商工会議所の経営安定特別相談事業に対して全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う支援事業を補助（平成 21～23 年度）。 ○全国 52 か所の「地域力連携拠点」において、債務返済など経営課題の解決を支援するため、弁護士を選定し、「経営者のための法律相談」を実施（平成 21 年 12 月 24 日～平成 22 年 3 月 15 日）。 ○再チャレンジする企業家の事業の見込み等を評価することにより、再起を図る上で、困難な状況に直面している者	○相談件数（右）、再生計画策定完了数（左） 19 年度 2,731 件／394 件 20 年度 3,164 件／332 件 21 年度 2,873 件／476 件 22 年度 1,929 件／364 件 ○貸付実績 19 年度 14,108 件／485.1 億円 20 年度 14,776 件／503.7 億円 21 年度 11,562 件／394.2 億円 22 年度 10,522 件／357.8 億円 ○相談件数 21 年度 2,473 件 （うち倒産回避 2,473 件） 22 年度 2,247 件 （うち倒産回避 1,789 件） ○相談件数 175 件 ○貸付実績 20 年度 1,000 件／41.2 億円
--	--	---	--

		の再挑戦を支援する「再チャレンジ支援融資(再挑戦支援資金)制度」を実施(平成21~23年度)。 ○中小企業の資金繰り対策に万全を期すため、景気対応緊急保証の創設やセーフティネット貸付の延長・拡充、公的金融による条件変更の目標の引き上げ、金融に特化したワンストップの相談窓口として「中小企業金融合同相談会」の開催(全国186か所)等を実施(平成21年度)。 ○資金需要の高まる年末及び年度末において、厚生労働省や金融庁とも連携し、ワンストップ・サービス・デイを開催し、資金繰り、経営支援、知的財産の活用、雇用調整助成金等、中小企業のあらゆる相談に対応(平成21年度)。 ○年末において、関係機関の協力の下、利用者が1つの窓口で資金繰りや雇用調整助成金などの相談が出来るよう、「ワンストップ・サービス・デイ」を開催するとともに、2011年3月を年度末の「中小企業ワンストップ電話相談月間」と位置づけ、1つの窓口で資金繰りや知的財産など幅広く相談できる電話相談を実施した(平成22年度)。 ○各都道府県に設置されている「下請かけこみ寺」(全国48か所)において、中小企業からの取引に関する各種相談に対し、弁護士(・相談員(平成22年度))が無料に対応(平	21年度 747件/35.4億円 22年度 658件/28.6億円 ○・景気対応緊急保証の貸付実績 21年度 596,939件/99,253.2億円 22年度 470,250件/80,655.5億円 ・セーフティネット貸付 21年度 477,179件/86,341.7億円 22年度 435,898件/75,209.4億円 ・公的金融による条件変更 21年度 478,600件/63,100億円 22年度 596,800件/84,100億円 ・「中小企業金融合同相談会」の開催実績 186回 ○開催実績 21年12月 96回開催 21年2~3月 95回開催 ○・「ワンストップ・サービス・デイ」の開催実績 22年10~12月 95回開催 ・中小企業ワンストップ電話相談月間」での電話相談件数 23年3月 677件 ○相談件数 21年度 5,142件 22年度 4,468件
--	--	---	--

		成 21～23 年度)。 ○全国 84 か所の中小企業応援センターにおいて、弁護士による中小企業経営者のための法律相談等に対応（平成 22 年 9 月～平成 23 年 3 月）。 ○自殺対策強化月間に先立ち、約 400 の中小企業関係機関・団体に対し、自殺対策強化月間の周知に対する協力要請を行うとともに、全国約 8 千人の商工会・商工会議所経営指導員による中小企業への巡回指導を始め、きめ細かい対応を図るよう中小企業関係機関・団体に要請（平成 22 年度）。 ○平成 23 年 3 月 1 日より新たに実施してきた「中小企業電話相談ナビダイヤル」を引き続き実施（平成 23 年度）。	○相談件数 165 件 ○電話相談件数 23 年 4～6 月 2,534 件
(5) 法的問題解決のための情報提供の充実	法務省	○日本司法支援センター（法テラス）において、自殺の社会的要因に関わる相談窓口をより適切に紹介できるよう関係機関等の範囲の拡大と連携の強化を図り、法テラス・サポートダイヤル（コールセンター）や地方事務所、Web サイトなどを通じ相談者への情報提供の充実に努めている（平成 19～23 年度）。 ○法テラスの Web サイト（携帯サイトを含む）上に「自殺対策強化月間」の特設コーナーを設置し、法テラス・サポートダイヤルに寄せられた自殺要因となる可能性の高い法的トラブルに関する F A Q（よくある質問と答え）及び支援団体、相談窓口のリンク集を掲載し、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している（平成 20 年度～23 年度）。 ○法テラスが定期的に配信するメールマガジンにおいて、自殺対策強化月間の告知や相談の呼びかけを行うなどして、自殺対策に関する情報や相談窓口を紹介している（平成	○サポートダイヤル受電件数 19 年度 220,727 件 20 年度 287,897 件 21 年度 401,841 件 22 年度 370,124 件 ○「自殺対策強化月間」の特設コーナーアクセス数 22 年度 8,668 件 ○メールマガジン発行について 発行頻度：不定期（月 1、2 回） 発行回数：27 回

		21 年～23 年度)。 ○法テラス地方事務所において、自殺予防に関する研修会などに参加し、パンフレット・リーフレットを配布するなどして、法テラスの周知を図っている（平成 22 年度）。 ○法テラスにおいて、金融庁・日本弁護士連合会等の関係機関・団体と連携・協力し、多重債務問題・労働問題等に関する相談会を実施するなどして、経済的に余裕のない方のために無料法律相談を実施したり、弁護士費用等を立て替える民事法律扶助制度の周知徹底を努めるとともに、契約弁護士等による無料法律相談を実施し受任・受託につなげるなどして問題の解決を図った（平成 21・22 年度）。 ○民事法律扶助の利用を促進するために、法テラスの Web サイト上に、民事法律扶助を利用するための資力要件を満たすかどうか確認できる「要件確認体験ページ」を掲載するなどして、より利便性を高めている（平成 21 年 1 月～23 年度）。 ○法テラスの Web サイト上に、多重債務問題・労働問題等を抱えている方が自身の問題を認識し相談行動を起こせるよう、セルフチェックができる「法的トラブル判断シート」を掲載している（平成 22 年 9 月～23 年度）。 ○新聞・テレビ等のマスメディアを利用した広報活動を行うとともに、パンフレット・リーフレット等を関係機関や各県の主要郵便局等へ配布したほか、Web サイトを随時更新	(23 年 6 月末現在) 登録者 PC 版：1,689 名 携帯版：2,670 名 ○山形地方事務所実績 パンフレット・リーフレット 配布数：各 100 部 ○・法律相談援助件数 21 年度 237,306 件 22 年度 256,719 件 ・代理援助件数 21 年度 101,222 件 22 年度 110,217 件 ○「要件確認体験ページ」アクセス数 22 年度 163,931 件 23 年度 34,087 件 (23 年 6 月末現在) ○「法的トラブル診断シート」アクセス数 22 年度 83,206 件 23 年度 24,087 件 (22 年 9 月～23 年 6 月)
--	--	--	---

		するなどして、法テラスの業務内容等について周知徹底を図っている（平成 19～23 年度）。	
(6) 危険な場所、 薬品等の規制 等	警察庁	○自殺するおそれのある行方不明者（家出人）の発見活動に努めた（平成 19～22 年度）。	
	厚生労働省	○医薬品等一斉監視指導において、各自治体を通じて、医薬品販売業者等における毒薬及び劇薬の取扱について確認、指導を実施（平成 19～22 年度）。 ○毒物及び劇物について、自治体及び事業者団体を通じ、一般消費者に対する販売を自粛するよう従来より事業者に要請しており、必要に応じて通知による周知を行う等、引き続き不適切な使用に繋がる流通の防止を図った（平成 22 年度）。	
	農林水産省	○農薬使用に伴う危害を防止するため、農薬使用者に対する講習会の開催や農薬販売者への研修指導を実施（平成 19～21 年度）。 ○硫化水素ガス自殺対策として、農薬の適正販売に向けた関係団体へ協力を依頼（平成 20 年 5 月 20 日）。	○講習会開催及び巡回指導（実績） 19 年度：4,589 回 20 年度：4,602 回 21 年度：4,323 回 ○20 年 5 月 20 日に全国農薬協同組合理事長、全国農協組合連合会代表理事あてに「有毒ガス発生事件に関する注意喚起について」を発出
	国土交通省	○特定行政庁を通じ、建築物の所有者等に対し、法令に基づく施設設置・維持管理等を徹底させ、屋上からの転落防止等の安全確保を図った（平成 19～23 年度）。 ○鉄道駅のプラットホームにおいて、視覚障害者等をはじめとした全ての駅利用者の安全性向上を図ることを目的に、線路への落下を防止するホームドア（可動式ホーム柵を含	○設置状況 21 年度末現在：38 路線、449 駅

		む。)の設置を促進(平成19～23年度)。 ○鉄道事業者をメンバーとする「ホームドアの整備促進等に関する検討会」を実施(平成22～23年度)。	
(7) インターネット上の自殺関連情報対策の推進	内閣府(青少年)	○「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(以下「青少年インターネット環境整備法」という。)の施行に伴い、広報啓発資料の配付等を通じて、広報啓発活動を実施(平成20～23年度)。 ○有識者検討会において、青少年インターネット環境整備法に基づき、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の策定に向けた検討を実施し(平成20・21年度)、法施行状況等に係る検討を実施(平成22・23年度)。 ○青少年のインターネット利用環境実態調査を実施(①平成21年10月～11月、②平成22年9月、③平成23年6月)。その他各種調査を実施(平成21～23年度)。	○・HPアクセス数(セッション数) 21年度:18,951件 (21年7月より集計) 22年度:20,265件 ・広報資料印刷部数 法周知資料: 1,040,000部 健全利用啓発資料: (子ども向け)2,435,000部 (保護者向け)2,913,000部 ○開催実績 20年度:3回 21年度:2回 22年度:4回 ○調査対象 ①21年11月30日現在で、満10歳から17歳までの青少年(2,000名)及びその同居の保護者(2,000名) ②22年11月30日現在で、満10歳から17歳までの青少年(2,000名)及びその同居の保護者

			(2,000名) ③23年8月31日現在で、満10歳から17歳までの青少年(3,000名)及びその同居の保護者(3,000名)														
警察庁	○インターネット上における違法情報・有害情報に関する通報を受理し、警察への通報やサイト管理者等への削除依頼を行うホットライン業務を民間に委託して、インターネット・ホットラインセンターとして運用し、自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施。また、都道府県警察においても同様に自殺関連情報につきサイト管理者等へ削除依頼を実施(平成19～22年度)。 ○都道府県警察及びインターネット・ホットラインセンターにおけるサイト管理者等への削除依頼の対象に、硫化水素ガスの製造を誘引する情報を追加し、同情報に係るサイト管理者等への削除依頼を開始(平成20年度)。	○インターネット・ホットラインセンターにおける削除依頼状況 【人を自殺に誘引・勧誘する情報】 <table><tr><td></td><td>依頼件数</td><td>削除件数</td></tr><tr><td>19年</td><td>225件</td><td>56件</td></tr><tr><td>20年</td><td>85件</td><td>61件</td></tr><tr><td>21年</td><td>75件</td><td>21件</td></tr><tr><td>22年</td><td>23件</td><td>10件</td></tr></table>		依頼件数	削除件数	19年	225件	56件	20年	85件	61件	21年	75件	21件	22年	23件	10件
	依頼件数	削除件数															
19年	225件	56件															
20年	85件	61件															
21年	75件	21件															
22年	23件	10件															
総務省	○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」及び「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を含む各種ガイドラインの事業者向け説明会を、平成19年11月に全国4ヵ所で開催する等、各種ガイドラインの周知に努めた(平成19年度)。 ○平成19年12月、携帯電話事業者等に対し、携帯電話等のフィルタリングサービスの導入促進に取り組むよう要請した。 ○「違法・有害情報等への対応に関する契約約款モデル条項」																

		における禁止行為に「第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介する行為」を追加する改訂（平成 20 年 12 月）。 ○「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」の適切な運用を支援（平成 21 年度）。 ○プロバイダ等から個々の事案への対応についての相談業務等を行う「違法・有害情報相談センター」を設置した（平成 21 年度）。	
	文部科学省	○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律に基づき策定された基本計画等に沿って、青少年のフィルタリングの普及を図るとともに、インターネットの適切な利用に関する啓発活動の推進等を実施（平成 21～23 年度）。	
	経済産業省	○P Cメーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請(平成 20 年度)。 ○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施（平成 20～23 年度）。 ○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援（平成 20～23 年度）。	
(8) インターネット上の自殺予告事案等への対応等	内閣府	○「自殺対策加速化プラン」に基づき、検索サイト管理者等との意見交換を実施（平成 20～23 年度）。	○年に 5 ～ 6 回程度実施
	警察庁	○都道府県警察において、インターネット上の自殺予告事案について、プロバイダ等から発信者情報の開示を受け、自殺予告をした者への説諭、自殺予告した者の家族への監護	○自殺予告事案への対応状況 件数 人員 19 年 121 件 121 名

		依頼等の自殺防止措置を講じた（平成 19～22 年度）。	20 年 180 件 196 名 21 年 223 件 228 名 22 年 280 件 288 名
	総務省	○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の運用による自殺予告者の発信者情報開示の推進（平成 20 年度）。 ○「インターネット上の自殺予告事案への対応に関するガイドライン」の適切な運用を支援（平成 21・22 年度）。	
	経済産業省	○多様化するネット上のコンテンツに対応し、書き込みサイト等に記載されたキーワードや文脈から必要な情報を検索する技術等の開発を検討（平成 19 年度）。 ○P C メーカー等の機器メーカーに対するフィルタリング搭載の要請（平成 19・20 年度）。 ○フィルタリングの重要性や利用促進に関するセミナー等を開催（平成 19 年度）。 ○フィルタリングに関する情報提供・普及啓発活動の実施（平成 20～23 年度）。 ○フィルタリングの前提となるインターネット上のコンテンツの分類・格付け基準などに関して民間有識者による検討を行うことにより、民間による取組を支援（平成 20～23 年度）。	
(9) 介護者への支援の充実	厚生労働省	○地域包括支援センターに携わる職員等を対象にした研修を実施（平成 19～22 年度）。	
(10) いじめを苦にした子どもの自殺の予防	法務省	○以下の施策により、子どもたちがより相談しやすい体制を確立し、いじめをはじめとする子どもの人権問題の解決に努めた。	○・児童・生徒から送付された「子どもの人権 SOS ミニレター」の通数

		・「子どもの人権 SOS ミニレター」を全国の小中学校の児童生徒に配布（平成 19～22 年度。23 年度も配布予定）。 ・「インターネット人権相談受付窓口（子ども用）」を開設（平成 19～23 年度）。 ・専用相談電話「子どもの人権 110 番（フリーダイヤル）」を開設（平成 19～23 年度）。 ・全国一斉「子どもの人権 110 番」強化週間を実施（平成 19～23 年度）。	19 年度 約 1 万 3,000 通 20 年度 約 1 万 5,000 通 21 年度 約 1 万 4,000 通 22 年度 約 2 万 3,000 通 ・「インターネット人権相談受付窓口」の利用件数 19 年（2 月から 12 月まで） 913 件 20 年 2,124 件 21 年 4,039 件 22 年 5,044 件 ・「子どもの人権 110 番」の利用件数 19 年 約 2 万 3,000 件 20 年 約 2 万 1,000 件 21 年 約 2 万 3,000 件 22 年 約 2 万 8,000 件
	文部科学省	○いじめ問題に悩む子どもや保護者等がいつでも悩みや不安を打ち明けられるよう、24 時間いじめ電話相談を実施（平成 19～23 年度）。 ○いじめなど問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組について調査研究を実施（平成 19～23 年度）。 ○「スクールカウンセラー等活用事業」（平成 19～23 年度）、「スクールソーシャルワーカー活用事業」（平成 20～23 年度）の実施により、学校における教育相談体制を充実。	○47 都道府県 19 指定都市で実施（23 年 7 月現在） ○23 年度 ・「スクールカウンセラー等活用事業」

		○「子どもを見守り育てるネットワーク推進会議」を設置し、関係機関や民間団体の連携による、相談体制の充実・子どもの居場所づくり等の取組を推進（平成 21～23 年度）。	スクールカウンセラー事業 中学校への配置 9,902 校 小学校への配置 12,000 校 緊急支援派遣 198 校 のための予算を措置 ・「スクールソーシャルワーカー活用事業」 1,096 名を配置するための予算を措置
(11) 報道機関に対する世界保健機関の手引きの周知	内閣府	○内閣府及び自殺予防総合対策センターのホームページに、WHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を掲載し、周知（平成 19～23 年度）。 ○内閣府記者クラブ及び厚生労働省記者クラブを通じて、WHOが作成した「メディア関係者のための手引き」を報道各社に配布・周知（平成 20 年 4 月）。	
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、自殺や精神疾患について適切な報道がなされるよう、メディア従事者を対象としたメディアカンファレンスを実施（平成 20～22 年度）。	○開催回数： （20 年度）4 回 （21 年度）6 回 （22 年度）5 回
7 自殺未遂者の再度の自殺を防ぐ取組			
(1) 救急医療施設における精神科医による	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自殺未遂者	○自殺未遂者ケア研修 20 年度 東京 21 年度 一般救急 東京、大阪

診療体制等の充実		ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインを基にして、救急医療の従事者を対象に「自殺未遂者ケア研修」を開催（平成 20～22 年度）。 ○平成 20 年 4 月の診療報酬改定において、救命救急センターにおいて自殺企図等が疑われる患者について、精神保健指定医が、当該患者の診断・治療を行った場合に算定できる新たな報酬項目を創設（平成 20 年度）。	精神科救急 東京 22 年度 一般救急 東京、大阪、 仙台 精神科救急 大阪
(2) 家族等の身近な人の見守りに対する支援	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、公的機関の相談員への研修を実施（平成 20 年 1 月 10～11 日）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、精神保健福祉センター、保健所等で自殺予防に関する相談業務を行っている者を対象とした、相談技法に関する専門的な研修を実施（平成 20・21 年度）。 ○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自殺未遂者ケアに関するガイドライン及び自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインに基づいた研修及びシンポジウムを実施（平成 20～22 年度）。	○研修については、3（3）の記載と同様 ○自死遺族ケアシンポジウム 20 年度 東京、福岡 21 年度 東京 22 年度 神戸
8 遺された人の苦痛を和らげる取組			
(1) 自殺者の遺族のための自助グループの運営支援	内閣府	○「自死遺族のための分かち合いの会支援事業」（平成 20 年度）、「自死遺族支援研修等事業」（平成 21 年度）において、自死遺族の分かち合いの会の運営についての研修等を実施。	○参加者数 ・民間団体との連携による自死遺族のための分かち合いの会運営研修（20 年度）

			宮城県 16 名 神奈川県 26 名 東京都 20 名 佐賀県 11 名 新潟県 22 名 島根県 18 名 兵庫県 18 名 宮崎県 23 名 福岡県 27 名 大阪府 13 名 ・ 自死遺族のための分かち合いの会 を運営している民間団体のための 講習会及び意見交換会（20 年度） 東京都 69 名 ・ 自死遺族支援のためのスタッフ養 成研修会（21 年度） 広島県 33 名 浜松市 27 名 秋田県 41 名 東京都 44 名 ・ 自死遺族支援のためのスタッフ養 成講習会（21 年度） 東京都 39 名 ・ 自死遺族支援のためのつどい 宮崎県 113 名
	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報	○自死遺族ケアシンポジウム

		告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウムを開催（平成 20～22 年度）。	20 年度 東京、福岡 21 年度 東京 22 年度 神戸
(2) 学校、職場での事後対応の促進	文部科学省	○「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」を開催し、「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」を作成。（平成 21 年度）各学校及び教育委員会等に配布。 ○平成 22 年度「児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議」において、子どもの自殺が起きたときの背景調査の指針や米国における子どもに対する自殺予防教育に関する調査結果を盛り込んだ「平成 22 年度審議のまとめ」を公表。（平成 23 年 6 月）また、背景調査に関する通知等を都道府県・指定都市教育委員会等に発出（平成 23 年 6 月）。	○配布部数： 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」 59,105 部
	厚生労働省	○職場での自殺や自殺未遂の発生直後の周りの人々に対する心理的ケアが的確に行われるよう自殺発生直後の職場における対応マニュアルとしての「職場における自殺予防と対応」（自殺予防マニュアル）の内容を充実（平成 19 年 10 月）させるとともに、全国でセミナーを開催する等により普及啓発を実施（平成 19～21 年度）。	
(3) 遺族のためのパンフレットの作成・配布の促進	厚生労働省	○「自殺未遂者・自殺者親族等のケアに関する検討会」の報告書を踏まえて、「自殺未遂者および自殺遺族等へのケアに関する研究」（平成 18～20 年度）において、自死遺族ケアに関するガイドラインを作成し（平成 20 年度）、このガイドラインを基にして、自死遺族支援に関するシンポジウ	○自死遺族ケアシンポジウム 20 年度 東京、福岡 21 年度 東京 22 年度 神戸

		ムを開催（平成 20～22 年度）。 ○地域の相談先や自助グループの連絡先などを記載した、遺族のためのリーフレット等を作成、配布（平成 22 年度）。	
(4) 自殺遺児へのケアの充実【再掲】			
9 民間団体との連携を強化する取組			
(1) 民間団体の人財育成に対する支援	内閣府	○地域自殺対策緊急強化事業を通じて民間団体の人材育成に対する支援を実施（平成 21～23 年度）。	
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて国内外の情報収集、Web サイトを通じた情報提供や関係団体等との連絡調整を行うとともに、民間団体の相談従事者への教育研修を実施（平成 20・21 年度）。 ○自殺予防総合対策センターにおいて、「自殺対策ネットワーク協議会」を開催し、Web サイトを通じた情報提供や関係団体等への情報発信を実施（平成 18～22 年度）。 ○自殺対策に関連する学会等の学術成果や経験を互いに紹介し、意見交換を行う「自殺対策推進のための関連学会等の意見交換会」を開催（平成 22 年度）。	○研修については、3（3）の記載と同様 ○自殺対策推進のための関連学会等の意見交換会 参加者数：96 名
(2) 地域における連携体制の確立	内閣府	○自死遺族支援全国キャラバン実行委員会との共催により東京都でシンポジウムを開催し、全国キャラバンの開始宣言を共同で行うとともに、キャラバン事業として開催されるシンポジウムにパネリストとしての職員の派遣、後援名義の付与などの支援を実施（平成 19 年 7 月 1 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺総合対策大綱の説明を行うとともに	○参加者数：約 600 名

		に、地域の自殺対策に係る計画の策定、官民の連携強化等自殺対策への取組を促した（平成 19 年 7 月 2 日）。 ○都道府県知事及び政令指定都市長に対して、自殺対策連絡協議会の運営に当たって、地域の民間団体への参加要請、積極的な意見聴取を行うなど民間団体との協働に配慮するよう通知（平成 19 年 7 月 31 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策推進事業、多重債務問題の取組等についての説明を行い取組を促した（平成 20 年 3 月 6 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、自殺対策に関する政府の取組等についての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介（平成 20 年 7 月 11 日）。 ○都道府県知事及び政令指定都市長に対し、「現下の経済情勢を踏まえた自殺対策の推進」を通知し、①関係機関との情報共有の強化、相談活動の充実、②社会的要因に対する相談支援体制との連携強化、③自殺が多発する地域におけるパトロール活動等の実施、④地域の相談員を対象とした研修会の開催を依頼（平成 21 年 1 月）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金についての説明を実施するとともに、自殺対策の地域取組事例を紹介（平成 21 年 5 月 14 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した	
--	--	---	--

		優れた取組を紹介（平成 22 年 7 月 23 日、11 月 26 日、23 年 2 月 23 日）。 ○全国自殺対策主管課長等会議を開催し、都道府県及び政令指定都市に対して、地域自殺対策緊急強化基金を活用した取組事例を紹介するなど、地域における自殺対策の促進に資する情報を提供予定（平成 23 年度）。 ○自殺総合対策における具体的な支援策を学び、地域での具体的な自殺総合対策を検討し、民間団体と行政機関のネットワーク形成を図ることを目的とした「地域における自殺総合対策推進のための緊急ワークショップ」を実施（平成 21 年 3 月 3 日・4 日）。 ○自殺防止のためのワークショップを、全国 6 か所（札幌市、東京都、長野県、大阪市、堺市、福岡市）にて実施（平成 21 年度）。	○参加者数 3 月 3 日 141 名 3 月 4 日 125 名 ○参加者数 札幌市 27 名 東京都 27 名 長野県 24 名 大阪市 27 名 堺市 38 名 福岡市 39 名
	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいて、 ①都道府県・政令指定都市における自殺対策及び自死遺族支援の取組状況に関する調査を実施し（平成 19～22 年度）、報告書を作成（平成 20・22 年度）。 ②関係者相互間での連携体制を構築し、円滑な連携を図るとともに、民間団体の活動を支援するため、自殺対策ネットワーク協議会を開催（平成 18～21 年度）。 ③「困窮者問題への対応についての勉強会」及びシンポジ	○③「困窮者問題への対応についての勉強会」参加者数：62 名 「生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題と支援のあり方」参加者数：130 名

		ウム「生活困窮者のかかえるメンタルヘルスの問題と支援のあり方」を開催（平成 21 年度）。	
(3) 民間団体の 電話相談事業 に対する支援	内閣府	○電話相談について、電話番号の全国共通化について検討（平成 19・20 年度）。 ○地域自殺対策緊急強化事業を通じて、民間団体の電話相談事業に対する支援を実施（平成 21～23 年度）。	
	厚生労働省	○一般社団法人日本いのちの電話連盟主催の日本自殺予防シンポジウム及びフリーダイヤルによる自殺防止のための電話相談事業（毎月 10 日）に対して、助成を実施（平成 19～22 年度）。 ○都道府県に対して、フリーダイヤル電話相談の実施にあたり広報等について協力依頼を通知（平成 19 年 7 月 11 日、平成 20 年 7 月 9 日、平成 21 年 9 月 3 日）。 ○「自殺防止対策事業」で、相談員に対する研修、フリーダイヤル電話相談の実施等の事業を行う複数の団体に対し、財政的支援を実施（平成 21～22 年度）。	○自殺防止対策事業補助団体 21 年度 13 団体 22 年度 12 団体
(4) 民間団体の 先駆的・試行的 取組に対する 支援	厚生労働省	○自殺予防総合対策センターにおいては、自殺予防を目的に掲げていないが自殺予防にきわめて重要と思われる取組や活動を、研修プログラムの中で紹介（平成 19～22 年度）。 ○先駆的な自殺防止対策の取組を行う民間団体に財政的支援を行う「自殺防止対策事業」を実施（平成 21・22 年度）。	○研修については、3（3）の記載と同様

自殺対策の数値目標

平成 28 年までに、平成 17 年の自殺死亡率を 20%以上減少させることを目標とする。

平成 17 年：24.2（人口動態統計）

↓

平成 22 年：23.4（人口動態統計（概数））

